

平成 2 6 年 度 答 申 第 3 号

(平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 3 号
平成 26 年 11 月 14 日
(2014 年)

宝塚市上下水道事業管理者 森 増 夫 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 26 年（2014 年）2 月 10 日付け宝塚市上下水道事業管理者諮問第 1 号で諮問のあった情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

第1 審査会の結論

宝塚市上下水道事業管理者が行った情報部分公開決定は妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成25年11月15日に、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対して、情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書は、「市道221号（大堀川堤防）に設置の水道管の①申請者及び使用者、②使用目的、③水道料金支払者」（以下「本件請求文書」という。）であった。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書のうち、上記1の①については、「給水装置設置申込書が小浜自治会名義で提出された経緯を記載した公文書」、上記1の②については、「給水装置工事申込書を小浜自治会が提出しながら、水道料金システムの使用の欄に「向月町花の道」となっている理由を記載した公文書」、上記1の③については、「水道の使用料を宝塚市公園緑地課が負担することになった経緯を記載した公文書」である旨の説明を異議申立人から受け、本件請求文書を、給水装置工事申込書及び水道料金システムのうち施設メンテナンス画面と特定し、平成25年11月29日に、条例第10条第2項の規定に基づき、情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対して通知した。

実施機関が公開しないことを決定した部分及び理由は、市道221号（大堀川堤防）に設置された水道の実際の使用者の氏名又は団体名については、情報収集しておらず、保有していないことから、当該情報を記録した文書は存在しないためというものであった。

3 異議申立て

平成25年12月27日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

平成 26 年 2 月 10 日に、実施機関は、条例第 15 条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を取り消し、請求のとおり公文書の公開を求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

- (1) 給水装置の設置場所が向月町地区内でありながら、給水装置設置工事申込書が小浜自治会名義で提出された理由、並びに水道料金システムの使用者氏名の欄に「向月町花の道」という名称が記載されている理由及び経緯について知りたいのであり、協議記録等が存在するはずである。
- (2) 給水装置設置の申請者は小浜自治会であり、給水装置設置時の分担金も小浜自治会が支払っているにも関わらず、公園緑地課が公費で水道料金を支払うこととなった理由及び経緯を知りたいのであり、文書が存在するはずである。

第 4 実施機関の説明

実施機関が本件処分を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

1 給水装置の設置申込書が小浜自治会名義で提出されていること及び給水開始時の分担金を小浜自治会が支払っていることについて

実施機関では、宝塚市水道事業給水条例（昭和 36 年条例第 25 号）第 5 条の規定により、給水装置を新設しようとする者は、給水装置工事申込書を提出し、その承認を受けることになっている。

実施機関は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 15 条の規定により、需要者から給水契約の申込を受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならないとされており、申請者の資格については条件を規

定してないため、適切な給水協議が行われた後、給水装置工事申込書が提出され、所定の手数料又は分担金の支払いが確認できれば、給水の承認を行わなければならない。

本件においては、小浜自治会から給水装置工事申込書が提出され、内容を確認したところ、水道法に則り適正な手続きをしており、給水を拒否する特段の理由がなかったため、給水を行っているものである。通常、給水の申込みが行われた場合、実施機関は、代理人である指定給水装置工事業者と給水装置の設置等について協議を行った後、給水装置工事申込書を受理するが、協議は口頭により行っており、制度上協議録の作成を義務付けられているものではないため、協議録は作成していない。

市道 221 号（大堀川堤防）の給水装置が設置された所在地は、宝塚市向月町地区内でありながら、給水装置の設置申込書が小浜自治会名義で提出されたものであるが、当該申込書が提出されたときに、実施機関と小浜自治会が協議した協議録等は作成しておらず、存在しないため、小浜自治会名義で当該申込書が提出された経緯は不明である。

また、仮に決裁を作成していたとしても、宝塚市公文書管理規則（平成 17 年規則第 38 号）第 7 条により、文書の保存年限は 5 年とされており、平成 12 年の給水の申込みに係る決裁文書は、保存年限が満了しており、廃棄している。

2 水道料金システムの使用者氏名の欄に「向月町花の道」という名称が記載されている理由及び経緯について

実施機関においては、本件のように水道料金支払者が宝塚市公園緑地課である場合、水道料金システムの使用者欄は、便宜上給水場所を示すために使用しており、給水場所を示す名称、呼称等を任意で入力しているため、「向月町花の道」という名称についても、給水場所を示すために実施機関が任意で登録した名称である。実施機関としては、現在の給水契約の相手方は宝塚市公園緑地課であり、実際の使用者が誰であるかに関する情報は収集する必要がないため、実際の使用者を記録した文書や、「向月町花の道」と記載するに至った経緯を記録した文書は作成しておらず存在しない。

また、極端な使用水量の増加がない限り、使用者の実態は把握していない。

3 宝塚市公園緑地課が水道料金を負担している根拠及び経過について

宝塚市公園緑地課においては、市内にある公園に設置している水道及び緑地に設置している散水用の水道について、水道料金を支払っており、宝塚市公園緑地課が水道料金を負担することを決定した決裁文書は保有しておらず、存在しない。

水道料金システムには、平成 20 年以後の支払いの記録は保存されているが、それ以前の支払い記録は存在しない。また、平成 23 年に水道料金システムを更新したため、更新前のシステムに保存されていた利用者等のデータは確認できない。

第 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに関係文書を審査した結果、以下のとおり判断する。

1 部分公開理由について

- (1) 給水装置の設置場所が向月町地区内でありながら給水申込書が小浜自治会から提出された経緯を示す文書及び給水装置設置時の分担金を小浜自治会が支払っていることの経緯を示す文書の存在について

実施機関の説明によれば、給水装置工事の申込みが行われた場合、申込者と給水装置の設置等について口頭で協議を行っており、法令上協議録の作成を義務付けられているものではないため、協議録は作成していないとのことであり、また、仮に作成していたとしても宝塚市公文書管理規則による保存年限が経過しているため廃棄しているとのことである。

当審査会としては、実施機関が、協議録等の文書を作成し、保有していたか調査を行ったが、確認はできなかった。また、仮に作成していたとしても、宝塚市文書管理規則による保存年限が経過しているため廃棄しているとの実施機関の説明は不合理であるとは言えない。

以上のことから、当審査会としては、文書が存在しないことを理由として実施機関が行った本件処分は、不当とまでは言えないと考える。

- (2) 小浜自治会が給水申込者でありながら、水道料金システムの使用者氏名が「向月町花の道」という名称が記載されている理由が分かる文書について

実施機関の説明によれば、「向月町花の道」という名称は、実施機

関の内部で使用している水道料金システムに便宜上入力しているものであり、単に給水場所を示すものであって、実際の使用者名を入力したものではないとのことである。

当審査会としては、大堀川堤防に設置された給水装置の水道料金は宝塚市公園緑地課で負担しているため、「向月町花の道」という名称は実施機関が給水場所を特定するために便宜上使用したものと推定し、その名称を使用することとなった理由を示す公文書を作成していないという説明を受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が不当とまでは言えないと考える。

- (3) 市道221号(大堀川堤防)に設置している水道管に係る水道料金を宝塚市公園緑地課が支払っている経過及び根拠を示す文書について

実施機関の説明によれば、市内の公園に設置されている水道や緑地に設置している散水用の水道についての料金は宝塚市公園緑地課が負担しており、宝塚市が水道料金を負担することとなった経緯を示す個々の決裁文書は作成しておらず、存在しないとのことである。

また、当審査会では、本件異議申立ての審議の中で、宝塚市公園緑地課に対して、公園等に新たに設置された水道に関し、水道料金を負担する場合、決裁文書を作成するかどうか確認したところ、これまでそのような決裁文書は作成していないとのことであった。

上記のような運用を踏まえると、水道料金を宝塚市公園緑地課が負担している経過及び根拠を示す文書を作成していないという実施機関の説明を、当審査会としては受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が、不当とまでは言えないと考える。

しかしながら、宝塚市では、宝塚市公文書管理規則第5条において「事務の処理に当たっては、特に軽易なものを除き、公文書を作成するものとする。」と定めているように、公文書の作成は、行政事務を執行する上で、市民への説明責任を果たすために必要不可欠である。

当審査会としては、小浜自治会から給水装置工事の申込みが行われ、当該自治会が分担金を負担して給水装置を設置したにもかかわらず、水道料金システムの使用者氏名が「向月町花の道」となっていて、水道料金を市が公費で負担しているのは不自然であり、これらの経緯を示す公文書を作成していないのは、事務処理が適正であったとは言え

ないと考える。今後、実施機関における適正な文書事務の徹底を望むものである。

2 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成26年 2月10日	諮問
2	平成26年 5月28日	異議申立人による意見陳述及び実施機関による部分公開理由説明
3	平成26年 7月15日	審査
4	平成26年 9月10日	審査
5	平成26年10月16日	審査
6	平成26年11月13日	審査
7	平成26年11月14日	答申